

1 部局横断的な検討組織

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
1	市民自治推進課	茅ヶ崎市市民参加協働調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市自治基本条例及び茅ヶ崎市市民参加条例に基づく市民参加並びに茅ヶ崎市市民活動推進条例に基づく協働に関し必要な調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①市民参加の推進に関すること。 ②協働の推進に関すること。 ③市民参加及び協働の推進に係る関係課の調整に関すること。 ④その他市民参加及び協働の推進に係る必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・市民参加協働調整会議 総務部長及び関係課等長等で構成する。 ・調整会議に調査研究会議及び政策提案調整部会を置き、関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市市民参加協働調整会議要綱</p>
2	企画経営課	政策課題研究プロジェクトチーム	<p>(1) 目的 市の行政執行の中で発生する重要な課題事項(この項において「課題事項」という。)について、一般職員の創造的な企画及び調査研究等を行うため</p> <p>(2) 課題事項 市長から命じられた事項及び各課等から提起された事項で政策会議の審議を経て決定された事項</p> <p>(3) 組織 部局職員、公募職員及び指名職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 政策課題研究プロジェクトチームの設置及び運営に関する要綱</p>
3	秘書広報課	ホノルル市・郡姉妹都市交流事業連絡調整会議	<p>(1) 目的 ハワイ州ホノルル市・郡との姉妹都市交流事業(この項において「交流事業」という。)を円滑に推進するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①交流事業の企画立案及び調整に関する事項 ②交流事業の実施に係る財政に関する事項 ③交流事業に係る情報収集及び情報発信に関する事項 ④民間団体等が企画・実施する交流事業の支援に関する事項 ⑤その他交流事業に関する事務の円滑な遂行に関する事項</p> <p>(3) 組織 企画部長、文化生涯学習部長及び関係課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 ホノルル市・郡姉妹都市交流事業連絡調整会議設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
4	企画経営課	茅ヶ崎市中核市移行に係る庁内検討会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市が地方自治法第252条の22第1項の規定に基づく政令で定める市(中核市)への移行を円滑に推進するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①中核市移行に係る調査及び検討に関すること。 ②中核市への移行に係る課題等の処理に関すること。 ③中核市への移行に係る神奈川県及び関係機関との総合調整に関すること。 ④その他中核市移行に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・庁内検討会議は、副市長、教育長及び部局長で構成する。 ・庁内検討会議に総務部会、民生部会、都市・環境部会及び文教部会を置き、それぞれ関係課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市中核市移行に係る庁内検討会議設置要綱</p>
5	資産経営課	茅ヶ崎市役所敷地整備検討会議	<p>(1) 目的 今後の市役所敷地整備に必要な事項に関し検討を行うため</p> <p>(2) 所掌事項 ①市役所敷地整備の内容に関すること。 ②旧本庁舎及び仮設庁舎の跡地活用に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・検討会議は部局長で構成する。 ・検討会議に作業部会を置き、関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市役所敷地整備検討会議要綱</p>
6	防災対策課	茅ヶ崎市危機管理対策検討会議	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 危機管理に関する対策の検討及び連絡調整のため</p> <p>(3) 組織 市長、副市長及び部局長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市危機管理連絡調整会議要綱</p>
7	安全対策課	茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議	<p>(1) 目的 市内の小中学校の児童生徒が登下校に利用する道路(以下「通学路」という。)及び生活道路における危険箇所等に関して、適切かつ効果的な交通安全対策を調査・検討するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①通学路及び生活道路の危険箇所等の調査・把握に関すること。 ②通学路及び生活道路の危険箇所等の安全対策 ③通学路及び生活道路の交通安全のための活動 ④その他通学路及び生活道路における交通安全の推進を図るために必要な事項</p> <p>(3) 組織 市民安全部長、建設部長、教育総務部長、関係課長等、及び小学校校長会及び中学校校長会の代表ならびに、茅ヶ崎警察署交通課課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
8	文化生涯学習課	茅ヶ崎市文化生涯学習推進連絡調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン(この項において「プラン」という。)の策定及び推進に当たり、関係各課等相互の緊密な連絡調整を図り、その施策を効果的に推進するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①プランの策定に関すること。 ②文化および生涯学習にかかわる諸施策の総合的調整及び推進に関すること。 ③その他文化および生涯学習の推進に必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・文化生涯学習部長並びに文化生涯学習課長及び関係課長等で構成する。 ・連絡調整会議に担当者部会を置き、文化生涯学習課長及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市文化生涯学習推進連絡調整会議設置要綱</p>
9	文化生涯学習課	旧南湖院第一病舎に係る庁内検討会議	<p>(1) 目的 歴史的価値のある旧南湖院第一病舎を歴史的建造物としての価値を損なうことなく保存し、旧南湖院第一病舎の周辺一帯の利活用について検討するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①旧南湖院第一病舎に係る調査及び検討に関すること ②旧南湖院第一病舎に係る課題等の処理に関すること ③旧南湖院第一病舎に係る基本計画の策定に関すること ④その他旧南湖院第一病舎の保存、旧南湖院第一病舎の周辺一帯の利活用に関すること</p> <p>(3) 組織 ・会長は、文化生涯学習部文化生涯学習課長をもって充てる。 ・委員は、別表第1に掲げる課かいに所属する主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者のうちから当該課かい長の指名する者をもって組織する。 別表第1(第3条関係) 企画部企画経営課 文化生涯学習部文化生涯学習課 都市部景観みどり課、都市部建築指導課、建設部公園緑地課 建設部建築課 教育推進部社会教育課</p> <p>(4) 設置根拠 旧南湖院第一病舎の利活用に係る庁内検討会議設置要綱</p>
10	男女共同参画課	茅ヶ崎市男女共同参画推進会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市の男女共同参画社会の形成に関する施策の充実及び推進を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①男女共同参画社会の形成に関する施策の啓発及び推進活動に関すること。 ②男女共同参画社会の形成に関する施策の調査、研究、協議、情報交換及び連絡調整に関すること。 ③男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。 ④その他推進会議の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(3) 組織 ・文化生涯学習部長並びに男女共同参画課長及び関係課等長で組織する。 ・推進会議に部会を置くことができ、男女共同参画課長並びに男女共同参画課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市男女共同参画推進会議要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
11	福祉政策課	茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議	<p>(1) 目的 社会福祉法第107条に規定する茅ヶ崎市地域福祉計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整に関すること。 ②その他地域福祉の推進にかかわる施策との調整に関すること。</p> <p>(3) 組織 福祉部長、こども育成部長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議要綱</p>
12	障害福祉課	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 障害者保健福祉計画の策定、変更にかかわる諸施策の総合的調整を図る。</p> <p>(3) 組織 福祉部長、障害福祉課長及び関係課等長で組織する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議要綱</p>
13	高齢福祉介護課	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議	<p>(1) 目的 老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に基づく介護保険事業計画を一体のものとして茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して、福祉、保健、まちづくりその他の高齢者福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、変更及び推進にかかわる諸施策の総合的調整を図る。</p> <p>(3) 組織 福祉部長、高齢福祉介護課長、介護保険担当課長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議要綱</p>
14	保育課	茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画推進会議	<p>(1) 目的 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき、茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を推進するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。 ②茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進に関すること。 ③関係部課かいの調整に関すること。 ④その他茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進に必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 こども育成部長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画推進会議要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
15	環境政策課	茅ヶ崎市環境調整会議	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うため</p> <p>①基本計画の策定及び変更に関すること。 ②環境に関する市の主要な施策又は方針の立案に関すること。 ③その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項</p> <p>(3) 組織 副市長、教育長及び部局長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市環境基本条例</p>
16	環境政策課	茅ヶ崎市環境調整会議幹事会	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 茅ヶ崎市環境調整会議に専門的技術的事項について調査し審議するため置かれたもの</p> <p>(3) 組織 環境部長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市環境調整会議規則</p>
17	環境保全課	茅ヶ崎市アスベスト問題対策会議	<p>(1) 目的 アスベストに関する市民の安全と健康を確保し、並びにその対策の検討及び連絡調整を行うため</p> <p>(2) 所掌事項 ①アスベストに関する市民の健康及び建物の安全性についての相談に関すること。 ②アスベストに関する市民への情報提供に関すること。 ③市の建物に使用されているアスベストについての実態把握に関すること。 ④関係部課等の連絡調整に関すること。 ⑤その他対策会議の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(3) 組織 ・副市長及び関係部局長で構成する。 ・対策会議にアスベスト問題対策調整会議を置き、環境部長、保健福祉部長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市アスベスト問題対策会議要綱</p>
18	環境保全課	茅ヶ崎市放射線関係対策会議	<p>(1) 目的 放射能に対する市民の不安を解消し、市民の安全と健康の確保に向けた対策の実施及び庁内の連絡調整を行うため</p> <p>(2) 所掌事項 ①放射能に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。 ②放射能の対応策に関する調査研究に関すること。 ③放射能への具体的な対処方針や対策の決定及び実施に関すること。 ④放射能対策に対する損害賠償請求に関すること。 ⑤その他放射能対策に関すること。</p> <p>(3) 組織 市長、副市長、教育長及び部局長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市放射線関係対策会議設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
19	環境事業センター	安心まごころ収集事業連絡会	(1) 目的: 茅ヶ崎市安心まごころ収集事業について、必要な事項を協議するため (2) 協議事項 ①安心まごころ収集に係る課題の調査及び検討に関すること。 ②安心まごころ収集に係る関係課連携体制 ③その他安心まごころ収集の推進について必要な事項に関すること。 (3) 組織 環境事業センター所長、障害福祉課長及び高齢福祉介護課長で構成する。 (4) 設置根拠 安心まごころ収集事業連絡会設置要綱
20	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画提案検討会議	(1) 目的及び(2) 所掌事項 都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案について検討するため (3) 組織 主管の副市長及び関係部長で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市都市計画提案検討会議要綱
21	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画道路見直し連絡調整会議	(1) 目的 都市計画道路の見直しに関し連絡調整を図るため (2) 所掌事項 ①都市計画道路の見直しに関する事務の連絡調整に関すること。 ②その他都市計画道路見直しに関し必要な事項 (3) 組織 都市計画課長及び関係課等長で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市都市計画道路見直し連絡調整会議設置要綱
22	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画に関する連絡調整会議	(1) 目的 都市計画における諸問題に関し連絡調整を図るため (2) 所掌事項 ①用途地域の見直しについて ②特定保留区域の産業系土地利用の検討について ③市街化調整区域のあり方について ④その他都市計画に関することについて (3) 組織 ・都市計画課長及び関係課等長で構成する。 ・調整会議に作業部会を置くことができ、関係課等の職員で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市都市計画に関する連絡調整会議設置要綱
23	都市計画課	茅ヶ崎市土地利用調整会議	(1) 目的 茅ヶ崎市における土地利用について、茅ヶ崎市土地利用基本条例に基づき、本市の土地利用に関する計画及び条例と相まって、適正かつ合理的な土地利用を図るため (2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市土地利用基本条例第5条の規定による届出に関すること。 ②神奈川県土地利用調整条例第5条第2項に掲げる開発計画についての意見に関すること。 ③その他土地利用に関し調整を要する事項に関すること。 (3) 組織 都市計画課長及び関係課等の職員で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市土地利用調整会議設置要綱

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
24	都市政策課	茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの推進に関し連絡調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの推進に関すること。 ②その他住宅政策に関し必要な事項</p> <p>(3) 組織 ・都市政策課長及び関係課長等で構成する。 ・調整会議に専門部会を置くことができ、都市政策課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議設置要綱</p>
25	都市政策課	第2次ちがさき自転車プラン庁内推進会議	<p>(1) 目的 第2次ちがさき自転車プランの推進を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①第2次ちがさき自転車プランの推進に関する事務の連絡調整に関すること。 ②その他第2次ちがさき自転車プランの推進に関し必要な事項</p> <p>(3) 組織 都市政策課長及び関係課長等で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 第2次ちがさき自転車プラン庁内推進会議要綱</p>
26	都市政策課	茅ヶ崎市空家等対策検討会議	<p>(1) 目的 空家等の対策について検討するため。</p> <p>(2) 所掌事項 ①空家等対策計画及び特定空家等の判定基準の作成に関すること。 ②特定空家等の判定に関すること。 ③その他空家等の対策に関し必要な事項。</p> <p>(3) 組織 都市政策課長及び関係課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市空家等対策検討会議設置要綱</p>
27	景観みどり課	茅ヶ崎市自然環境庁内会議	<p>(1) 目的 自然環境の保全及び緑化の推進に関して関係課かいで連絡調整を図り、情報と課題を共有し、適切かつ効果的な保全策を協議、検討する。</p> <p>(2) 所掌事項 ①自然環境の保全及び緑化の推進に関する情報の収集、共有及び調査に関すること。 ②自然環境の保全及び緑化の推進に関する課題の整理及び保全策の検討、調整に関すること。 ③専門的な知見に基づく意見の収集に関すること。 ④その他自然環境の保全及び緑化の推進に関し調整を要する事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ①景観みどり課長及び関係課かい長で構成する。 ②専門の事項を調査させるため、専門委員を置く。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市自然環境庁内会議要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
28	景観みどり課	茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定及び進行管理に関し庁内の調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定及び進行管理に関する連絡調整に関すること。 ②その他茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定及び進行管理に関し必要な事項</p> <p>(3) 組織 景観みどり課長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議要綱</p>
29	建築指導課	茅ヶ崎市耐震改修促進計画に関する連絡調整会議	<p>(1) 目的 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づく茅ヶ崎市耐震改修促進計画(この項において「促進計画」という。)の策定及び改訂(この項において「策定等」という。)に関し関係各課等の連絡調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①促進計画の策定等に関する事務の連絡調整に関すること。 ②その他促進計画に必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・建築指導課長及び関係課等長で構成する。 ・調整会議に作業部会を置くことができ、建築指導課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市耐震改修促進計画に関する連絡調整会議</p>
30	地域保健課	茅ヶ崎市保健所管内栄養業務連絡会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市保健所管内における行政栄養士等が情報を共有するとともに連携し、地域の栄養・食生活対策を円滑及び効果的に推進する。</p> <p>(2) 所掌事項 ①国及び神奈川県等の栄養施策の動向に関すること。 ②茅ヶ崎市保健所管内の栄養・食生活対策の取り組み、課題及び重点事業に関すること。 ③その他、栄養・食生活業務に関する事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 茅ヶ崎市保健所健康増進課、寒川町健康福祉部健康づくり課、茅ヶ崎市保健所地域保健課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市保健所管内栄養業務連絡会議実施要領</p>
31	保健予防課	茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会	<p>(1) 目的 庁内の関係部署の密接な連携と協力により、自死(自殺)対策を総合的に推進するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①自死についての情報の共有を図ること。 ②自死についての偏見や誤解をなくし、正しい理解を深めること。 ③自死に係る相談に対して適切に対応するために、庁内のネットワークを構築すること。 ④自死に悩む人に気づき、見守る人材を育成すること。 ⑤自殺対策計画の策定、変更にかかわる諸施策の調整に関すること。 ⑥その他、連絡会の協議が必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・保健予防課長及び関係課長で構成する。 ・連絡会に部会を庁内担当者部会を置き、保健予防課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
32	健康増進課	茅ヶ崎市食育健康増進計画連絡調整会議	<p>(1) 目的 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条に基づく茅ヶ崎市食育推進計画及び健康増進法(平成14年法律第103号)第8条に基づく茅ヶ崎市健康増進計画・茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画(以下「3つの計画」という。)の策定及び変更並びに3つの計画の施策の推進について関係各部課かいとの連絡調整を図るため、茅ヶ崎市食育健康増進計画連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。</p> <p>(2) 所掌事項 ①3つの計画の策定及び変更について、関係各部課かいとの連絡調整に関すること。 ②3つの計画の施策の推進について、関係各部課かいとの連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 組織 保健所副所長並びに健康増進課長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市食育健康増進計画連絡調整会議要綱</p>
33	教育総務課	茅ヶ崎市教育委員会部内調整会議	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第2条に規定する部に当該部が所掌する事務及び事業並びに当該部の長が必要と認める事項に関し協議又は調整をするため</p> <p>(3) 組織 部長並びに当該部内の担当部長、課長、担当課長、主幹及び担当主査で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市教育委員会部内調整会議要綱</p>
34	学務課	茅ヶ崎市立小・中学校通学区域検討会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模適正化等に関する基本方針に基づいた学習環境の改善を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市立小・中学校の規模の適正化に関すること。 ②住宅開発等に伴う人口の社会増の要因把握や将来予測に関すること。 ③その他茅ヶ崎市立小・中学校の規模の適正化に必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 教育推進部長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市立小・中学校通学区域検討会議設置要綱</p>
35	教育総務課	茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画の策定のため</p> <p>(2) 所掌事項 ①大綱の策定等に関すること。 ②基本計画の策定等に関すること。 ③その他大綱及び基本計画策定等に必要な事項の検討に関すること。</p> <p>(3) 組織 教育総務部長及び関係部課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議設置要綱</p>
36	社会教育課	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業企画検討会	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業に必要な事項に関し、必要に応じて会議を開き、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会に対し助言し、必要な資料を提出し、その他検討委員会と協働作業を行うため</p> <p>(3) 組織 関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業企画検討会設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
37	社会教育課	茅ヶ崎市文化財保護・活用連絡調整会議	<p>(1) 目的 文化財の保護及び活用について連絡調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①下寺尾官衙遺跡群の史跡整備に関すること。 ②茅ヶ崎市文化資料館の整備に関すること。 ③(仮称)茅ヶ崎市歴史文化基本構想の策定に関すること。 ④その他文化財の保護・活用に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・社会教育課長及び関係課等長で構成する。 ・調整会議に作業部会を置くことができ、関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市文化財保護・活用連絡調整会議設置要綱</p>
38	青少年課	茅ヶ崎市子ども・若者育成支援推進法に係る庁内連絡会議	<p>(1) 目的 子ども・若者育成支援推進法施行に係る関係課の円滑な連携のための情報共有を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①子ども・若者育成支援推進法に係る情報に関すること。 ②子ども・若者育成支援推進法に係る対応状況に関すること。 ③その他連絡会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 青少年課長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市子ども・若者育成支援推進法に係る庁内連絡会議設置要綱</p>
39	図書館	茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市の子ども読書活動推進に関する施策の充実及び推進を図る</p> <p>(2) 所掌事項 ①子ども読書活動推進の形成に関する施策の啓発及び推進活動に関すること。 ②子ども読書活動推進の形成に関する施策の調査、研究、協議、情報交換及び連絡調整に関すること。 ③茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画の策定及び推進に関すること。 ④その他連絡調整会議の目的を達成するために必要な事項。</p> <p>(3) 組織 委員は、別表に掲げる所管課の担当主査から主幹までの職にある者をもって充てる</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議要綱</p>
新規	子育て支援	茅ヶ崎市子どもの未来応援庁内連絡会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市における子どもの貧困対策について、庁内関係課の円滑な連携及び情報共有を図る。</p> <p>(2) 所掌事項 ①子どもの貧困対策に関する情報収集及び共有に関すること ②子どもの貧困対策に関する施策の連絡調整に関すること ③子どもの貧困対策の推進等に関すること ④その他子どもの貧困対策について必要な事項に関すること</p> <p>(3) 組織 子育て支援課長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市子どもの未来応援庁内連絡会議設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
新規	保健企画課	茅ヶ崎市新型コロナウイルス対策本部及び対策会議	<p>(1) 目的 新型コロナウイルス等が発生した際に、政府による緊急事態宣言が発令された場合には対策本部を設置し、また発令されていない場合においては対策会議を設置し、市の新型コロナウイルス等対策を総合的に推進し、あわせて予防策や対応策の調査研究、対処方針の決定を行う。</p> <p>(2) 所掌事項 ① 新型コロナウイルス等に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。 ② 新型コロナウイルス等の対応策に関する調査研究に関すること。 ③ 新型コロナウイルス等への具体的な対処方法や対策の決定及び実施に関すること。 ④ その他市が実施する市の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(3) 組織 市長、副市長、教育長及び部局長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 ・茅ヶ崎市新型コロナウイルス対策本部条例 ・茅ヶ崎市新型コロナウイルス対策本部及び対策会議要綱</p>
新規	情報推進課	茅ヶ崎市電子市役所推進本部	<p>(1) 目的 本市における電子市役所(情報通信技術を活用し、市民サービスの 質的向上及び利便性向上、行政への市民参加の機会の拡大並びに行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることをいう。以下同じ。)の実現に向けた全庁的な検討を行うため</p> <p>(2) 所掌事項 ① 電子市役所の実現に関する計画の策定及び進行管理に関すること。 ② その他電子市役所の実現に係る重要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・副市長、教育長並びに部局長及び担当部長で構成する。 ・本部に、本部の会議に提案すべき原案の作成並びに電子市役所の実現に係る具体的な調査及び検討を行うため幹事会を置く。 ・幹事会に、電子市役所の実現に必要な課題の調査及び研究をさせるため、専門部会を設置する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市電子市役所推進要綱</p>
新規	企画経営課	湘南ライフタウン行政協力研究会	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 藤沢都市計画事業西部土地区画整理事業及び茅ヶ崎市都市計画事業堤地区土地区画整理事業にかかわる地域における藤沢市及び茅ヶ崎市の行政協力等の方策について研究・協議するため。</p> <p>(2) 組織 ・茅ヶ崎市にあつては、企画部長、企画部企画経営課長、関係課等長及び臨時委員で構成する。 ・研究会に専門部会等を設置することができる。</p> <p>(3) 設置根拠 湘南ライフタウン行政協力研究会要綱</p>
新規	企画経営課	茅ヶ崎ゴルフ場利活用に関する連絡調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用に関する連絡調整を図るため。</p> <p>(2) 所掌事項 ① 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について必要な調整、資料の収集等に関する事項。 ② その他茅ヶ崎ゴルフ場の利活用に関する事項。</p> <p>(3) 組織 ・副市長、関係部長及び関係課長で構成する。 ・調整会議に作業部会を設置することができる。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎ゴルフ場利活用に関する連絡調整会議設置要綱</p>